

事 務 連 絡
令和7年12月9日

各都道府県労働局職業安定部長 殿

厚生労働省職業安定局
雇用保険課長補佐(業務担当)

災害救助法適用時における求職者給付の支給に関する
特例措置に関する留意事項等について

日頃から、雇用保険業務の円滑な運営にご協力いただき感謝申し上げます。

災害救助法が適用された区域にある事業所が災害を受けたことにより休業するに至ったため、一時的な離職を余儀なくされた者に基本手当を支給する「災害時における求職者給付の支給に関する特例措置」(平成22年12月28日付け職発1228第4号「雇用保険業務に関する業務取扱要領」(以下「業務取扱要領」という。))に関する留意事項及び標記に関して実施する事項は下記のとおりですので、この円滑な実施をお願いします。

記

1 「災害時における求職者給付の支給に関する特例措置」について

(1) 休業事業所の把握について

災害救助法の適用された区域を管轄する公共職業安定所(以下「安定所」という。)は、当該災害により休業するに至った事業所の早急な把握に努めることとし、当該災害について、①災害救助法が適用された区域にある事業所(事業所非該当施設を含む。)であること、さらに②当該災害を受けたためやむを得ず事業を休止又は廃止した事業所であることにより対象となる事業所を把握すること。

この場合、事業所が休廃止したことと被災したこととの間において、直接の因果関係が存在することが必要である。したがって、災害による顧客の減少、原材料等の入手難等派生的な事情による事業の休廃止である場合にはこれに該当しないものであるが、当該災害により道路、電気等ライフラインの途絶が発生し、これらに伴い事業の休廃止を余儀なくされた事業所についてはこれに該当するものと取り扱って差し支えないこと。

なお、当該災害を受けたことにより事業所の一部を休業とする場合であっても、これに伴い一時的に離職を余儀なくされた者については、本特例措置の対象者となるものであること。

(2) 特例措置の実施に当たっての留意事項

本特例措置に基づき求職者給付の支給を受けた者については、休業が終了し、被保険者資格を取得しても当該休業前の被保険者であった期間は通算されないこととなるので、必要に応じて、その旨被保険者及び事業主に周知すること。

(3) オンライン書面認定の取扱いについて

オンラインでの手続きのみによる認定（以下「オンライン書面認定」）については、安定所の実情に応じて別添リーフレット等を用いて周知すること。

また、オンライン書面認定の希望者については、令和 7 年 1 月 23 日付け職発 0123 第 4 号「オンライン失業認定実施要領」に基づき実施すること。

なお、各安定所においてオンライン書面認定の希望者がいるにも関わらず体制等の問題により実施が困難な場合は、都道府県労働局と連携して実施すること。

2 被災地域の受給資格者に対する配慮の実施

(1) 認定日変更の取扱いの弾力的運用

当該災害により受給資格者が所定の認定日に安定所に来所できない場合は、認定日変更の取扱いを行うこと。この場合、受給資格者から事後に認定日変更の申出があった場合であっても差し支えないこと。

また、公的機関又はその他の機関が募集する当該災害に係る災害救助法適用区域を支援するボランティア活動に受給資格者が参加する場合は（県外等他の地域からの参加者も含む。）、業務取扱要領 5 1 3 5 1（1）ロ（ヲ）の「社会通念上やむを得ないと認められるもの」に該当するものとして認定日変更の取扱いを行うこと。

なお、当該ボランティア活動に参加する期間が引き続いて 30 日以上である場合には受給期間の延長を行うものであるが、この場合のボランティア活動は公的機関以外の機関が募集したものであっても差し支えないものとする。

(2) 給付関係手続の弾力的取扱い

当該災害に係る被害の被災者である受給資格者又は事業主が求職者給付又は就職促進給付関係手続を行う場合については、当該者の事情を勘案の上、必要に応じて確認書類との照合について省略するなど、弾力的な取扱いとして差し支えないこと。

上記のうち、離職証明書関係手続については以下のとおり取り扱うこと。

イ 事業主が行う離職証明書関係手続については、原則として事業所管轄安定所において行うこととする。

ロ 事業主等が離職証明書関係手続のために当該事業所管轄安定所以外の安定所に来所した場合については、離職証明書関係手続については事業所管轄安定所で行うことについて説明し、理解を得るようにするとともに、必要に応じ、その離職証明書関係手続が迅速に進むよう、当該事業所管轄安定所と連絡調整を行うなどの配慮を行うこと。

ハ 被災に伴う事業所の閉鎖、賃金台帳の紛失その他の事情により事業主が離職証明書を作成できない場合は、給料明細書等の受給資格者の書類その他適宜の書類等により、離職証明書関係手続を行って差し支えないこと。

ニ 事業主が行方不明等の事情のため離職証明書が作成できない場合は、職権による離職票の交付、受給資格の仮決定等の措置を講ずること。

(3) 給付手続安定所の弾力的運用

当該災害に係る被害の被災者である受給資格者が、被災に伴うやむを得ない事情により、求職者給付及び就職促進給付の支給関係手続のために住所又は居所を管轄する安定所以外の安定所に来所した場合（都道府県労働局の管轄区域をまたがる場合も含む。）については、次の措置を講ずることにより円滑な支給に努めること。

また、処理に当たっては、平成 23 年 3 月 23 日付け事務連絡「激甚災害時における住所管轄安定所以外の安定所又は労働局での給付事務処理に係る留意事項について」を参考とすること。

イ 被保険者であった者が受給資格決定のために安定所に来所した場合であって、当該受給資格者の住所又は居所が当該安定所の管轄区域以外区域にある場合については、当該受給資格者の事情を勘案の上、当該来所した安定所の管轄区域内に居所があるとみなして、所要の手続を行うこと。

なお、受給資格者が早期に本来の住所又は居所を管轄する安定所で手続を行うことが見込まれる場合には、当該来所した安定所を窓口として受給資格決定手続を行い、その後、関係書類等を送付することにより、本来の住所又は居所を管轄する安定所でその後の処理を行うこと。

ロ 既に基本手当の支給を受けている受給資格者が、被災以前に支給を受けていた安定所以外の安定所に支給関係手続のために来所した場合については、受給資格者証等により当該受給資格者本人に関する手続のために来所したことが確認できる場合に限って、当該受給資格者の事情を勘案の上、当該来所した安定所の管轄区域内に居所が変更されたものとみなして、必要な手続を行うこと。

なお、受給資格者が早期に本来の住所又は居所を管轄する安定所で手続を行うことが見込まれる場合には、当該来所した安定所を窓口として支給関係手続を行い、その後、関係書類等を送付することにより、本来の住所又は居所を管轄する安定所でその後の処理を行うこと。

(4) 失業の認定における弾力的取扱い

受給資格者について失業の認定を行う際には、当該受給資格者が当該災害の被災者であっても、業務取扱要領 5 1 2 5 4（4）に基づき、労働の意思及び能力があるかどうかの確認を行うこと。

ただし、求職活動実績の確認に当たっては、災害に伴うやむを得ない理由により認定対象期間に実施を予定していた求職活動を行うことができなかったと認められる場合は、当該行うことができなかった求職活動を実施したものとして取り扱うこととして差し支えないこと。求職活動を行うことができなかったことに災害に伴うやむを得ない理由がある場合は、例えば、以下に該当する場合は考えられること。

- ・応募を予定していた事業所が災害により休廃止したこと等により面接等が中止となった場合。
- ・安定所等又は許可・届出のある民間機関が実施する職業相談、セミナー等が災害により中止又は延期となった場合。
- ・出席を予定していた公的機関等が実施する職業相談等が災害により中止又は延期となった場合。
- ・受験を予定していた再就職に資する各種国家試験、検定等の資格試験が災害

により中止又は延期となった場合。

- ・ 災害に伴う交通途絶等により予定していた面接等の求職活動が行えなかった場合（事業主側、受給資格者側のいずれの事情によるものも含む。）。
- ・ 災害復興等のボランティア活動に参加する場合。
- ・ 親族等について介護又は看護及び育児を必要とする場合。
- ・ 個人的に行う自宅等の復興作業に従事した場合。
- ・ 避難所等における避難生活を余儀なくされた場合。